

# 令和8年度長崎県メディア及びインフルエンサーを活用したインバウンド向け 観光プロモーション業務に係る公募型プロポーザル実施要領

この要領は、標記業務のプロポーザルに参加しようとする者（以下「提案者」という）が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

## 1. 委託業務名

令和8年度長崎県メディア及びインフルエンサーを活用したインバウンド向け観光プロモーション業務

## 2. 業務概要

別添「令和8年度長崎県メディア及びインフルエンサーを活用したインバウンド向け観光プロモーション業務仕様書」のとおり

## 3. 契約期間

契約締結の日から令和9年2月28日まで

## 4. 予算額

46,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする

## 5. 参加資格

(1) 本業務に関するプロポーザルに参加できるのは、以下の①～⑦の全ての要件を満たしている者とする。

- ① 本事業の趣旨に沿った事業内容を企画し、運営する営業許可及び能力を有する法人であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 長崎県から指名停止又は指名除外措置を受けていない者であること。
- ④ 取引銀行において不渡り手形及び不渡り小切手を出していない者であること。
- ⑤ 会社法に基づく清算の開始、破産法に基づく破産申し立て、会社更生法に基づく更生手続開始申し立て、民事再生法に基づく再生手続き申し立てがなされていない者であること。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑦ 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。

(2) 上記(1)を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は代表事業者が上記(1)の全てを満たし、且つ、構成事業者が上記(1)の②～⑦を満たさなければならない。

## 6. プロポーザル実施の手続き

### (1) スケジュール

項目	期 日
(1) 公募開始	令和8年4月 8日(水) ※ながさき旅ネット(WEB)に公開
(2) 質問書の提出期限	令和8年4月14日(火) 正午必着
(3) 質問に対する回答	令和8年4月16日(木) ※ながさき旅ネット(WEB)に公開
(4) 参加表明書の提出期限	令和8年4月17日(金) 正午必着
(5) 企画提案書の提出期限	令和8年4月22日(水) 17時必着
(6) 書面審査	令和8年4月23日(木) ※提案者が3者以上の場合に実施
(7) プレゼンテーション審査	令和8年4月27日(月) ※書面審査を通過した2者
(8) 結果通知	令和8年4月28日(火)

### (2) 企画提案書の作成等に関する質問の受付

#### ①提出方法

- ・プロポーザルに参加するにあたり質問がある場合は、質問書(別紙様式1)を電子メールにより提出すること。
- ・提出先は下記(7)のとおり。
- ・送信後、提出先へ電話により受信の確認をすること。

#### ②質問に対する回答

質問及び回答事項を取りまとめの上、一括して観光ポータルサイト「ながさき旅ネット」法人サイトに掲載(URL: <https://www.nagasaki-tabinet.com/houjin>)

#### ③その他

提出期限後の質問については、いかなる理由があっても回答しない。

### (3) 参加表明書の受付

プロポーザルへの参加を希望する者は、次に掲げる書類を期限までに提出すること。なお、参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、令和8年4月22日(水)17時までには辞退届(様式任意)を提出すること。

#### ①提出書類

- ・プロポーザル参加表明書(別紙様式2)
- ・宣誓書(別添様式3)

#### ②提出方法及び提出先:

- ・下記(7)の担当窓口あてに電子メールにより提出すること。
- ・送信後、提出先へ電話により受信の確認をすること。

### (4) 企画提案書及び見積書等の作成

企画提案書及び見積書は、次のとおり作成すること。

#### ①JIS規格に定めるA4横とし、フォームは任意とする。

#### ②提案書の表紙には以下を記載すること。

- ・宛名:(一社)長崎県観光連盟会長
- ・タイトル:令和8年度長崎県メディア及びインフルエンサーを活用したインバウンド向け観光プロモーション業務 提案書
- ・提出年月日

- ③厳格に審査するため、企画提案書には会社名など提案者が特定される情報は記載しないこと。
- ④企画提案書は1者1提案のみとし、表紙を含め50ページ以内とする。
- ⑤企画提案書は、仕様書及び7（3）の表に示す各評価項目に則した内容とすること。
- ⑥見積書は様式任意とし、以下のとおりとすること。
- ア. 積算根拠が明確になるよう、仕様書5. 業務内容で示す項目ごとに具体的に記載すること。求める情報について定量的記載が必要な項目については定量的に示すこと。
- イ. 当業務にかかる取材費、交通費、食費、通信運搬費、事務経費その他必要と見込まれる経費は全て計上すること。
- ウ. 宛名は「一般社団法人長崎県観光連盟 会長 嶋崎 真英」とすること。

## （5）企画提案書の提出

- ①提出期限：令和8年4月22日（水）17時必着
- ②提出方法：持参または郵送とする。なお、郵送の場合は、提出期限内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。
- ③提出先：下記（7）の担当窓口
- ④提出物：○企画提案書 8部  
○見積書 1部（正本）

## （6）企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

- ①企画提案書類に虚偽の記載をした場合。
- ②実施要領に反すると認められる場合。
- ③その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合。

## （7）問い合わせ先

担当窓口：一般社団法人長崎県観光連盟 特別チーム 山本  
住 所：〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 長崎県庁5階  
電 話：095-826-9407

## 7. 受託候補者の選定について

### （1）審査方法

企画提案書は、一般社団法人長崎県観光連盟（以下、県観連）が設置する審査委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションの内容を定められた審査基準により総合的に評価して順位付けを行い、最も優秀な提案を行った者を受託候補者として次のとおり選定する。

#### ①書面審査

- ・原則、書面審査は行わない。
- ・ただし、提案者が3者以上の場合は、審査委員会事務局である長崎県観光連盟特別チームにおいて審査基準により書面審査を行い、次のプレゼンテーション審査に進む2者を選定し、4月23日（木）までに書面審査を通過した旨を連絡する。（併せて、書面審査を通過しなかった者へも連絡する。）

#### ②プレゼンテーション審査

- ・日 時：4月27日（月）10時～
- ・場 所：長崎県庁 行政棟5階 503会議室（長崎県長崎市尾上町3番1号）
- ・プレゼンテーションの時間：合計30分（説明20分・質疑応答10分）
- ・出席者：3名まで（提案者の統括責任者と主たる担当者を含む）
- ・その他：提案者ごとの開始時間や詳細については、別途、書面審査の通過者に通知する。

スクリーン及びプロジェクターは県観連が準備する。  
 プレゼンテーション審査当日の追加資料の配布は認めない。  
 プレゼンテーション審査への参加、企画提案に要する費用は提案者負担とする。

## (2) 審査結果

受託候補者が決定した後、審査結果は採択の如何に関わらず、全提案者に通知する。

## (3) 審査基準

- ・審査は、下表に示す評価項目により採点し、合計点数が最も高い提案者を受託候補者とする。
- ・合計点数が同点となった場合は、審査委員会の協議により選定する。
- ・満点（100点）の6割を最低基準点とし、合計点数がこれに満たない場合は、選定しない。
- ・提案者が1事業者の場合、合計点数が最低基準点を越えたときは受託候補者として選定する。

評価項目	観 点	配点
1 企画概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の目的、趣旨を十分に理解し、提案者の持つネットワーク等やノウハウを最大限に活用した、具体的で実効性の高い企画提案になっているか。</li> <li>・成果指標（KPI）は実現可能な範囲で高く設定されているか。</li> <li>・その他、仕様書に定めている必須項目以外の事項に関する提案力や企画力があるか。</li> </ul>	10
2 海外メディアを活用した情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外メディアの候補は、対象国市場（欧米豪、韓国、台湾、香港）の特性に対応できる情報発信力や取材・制作能力を有する者となっているか。</li> <li>・欧米豪市場における海外メディアは、オンラインでデジタルコンテンツを扱っている者となっているか。</li> <li>・韓国、台湾、香港市場においては、オンラインメディアに加え、紙媒体（雑誌等）も含め具体的な海外メディアが提案されているか。</li> <li>・招聘するメディアの内ライターの候補は、ニューヨーク・タイムズ紙に長崎を推薦したライターなど、適切な人物となっているか。</li> <li>・長崎県の多様な魅力を旅行者に伝え、長崎県が旅行先として選択されることに繋がるよう、テーマ性やストーリー性を重視するなど情報発信における創意工夫がなされているか。</li> </ul>	20
3 インフルエンサーを活用した情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インフルエンサーの候補は、欧米豪を中心とした市場で影響力を有する者となっているか。また、起用可能な人数が提案されているか。</li> <li>・事業の目的に合致したインフルエンサーが提案されているか。</li> <li>・視聴者が長崎県への訪問を具体的に想起できるよう、長崎県内での体験や周遊の様子を外国人目線で伝えるなど、情報発信における創意工夫がなされているか。</li> <li>・情報発信の効果を高めるため、起用するインフルエンサーの出身国・地域、使用するSNS等の種類、コンテンツのフォーマット（動画や静止画、テキスト等）が創意工夫されているか。</li> </ul>	20

評価項目	観 点	配点
4 行動喚起 を目的と したプロ モーショ ン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書5. 業務内容の(1)(2)で制作した記事や映像コンテンツを活用したプロモーションとなっているか。</li> <li>・プロモーションの実施内容は、長崎県への来訪と県内周遊に繋がる行動喚起が期待できるものとなっているか。</li> <li>・対象国市場(欧米豪、韓国、台湾、香港)の特性を踏まえ、事業効果を高めるため、適切なプロモーションの手法を組み合わせ実施される内容となっているか。</li> </ul>	20
5 効果測定 及び分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務でより多くの属性データを把握し、それらに基づき本業務の効果が測定できる提案となっているか。</li> <li>・提供されるデータ項目は十分か。</li> <li>・報告書内での報告内容及び分析力が優れているか。</li> <li>・分析の結果が、本県の今後のインバウンド誘客施策に活用できる内容となっているか。</li> </ul>	10
6 実施体制 及び 業務遂行 能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体業務統括責任者等は適切に配置され、実施体制や役割分担、各担当者の業務内容が具体的に明示されているか。</li> <li>・従事予定者について、参考となる経歴、資格等がある場合はその旨の記載があるか。</li> </ul>	5
7 スケジ ュール管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約期間内で成果を最大化できる適切なスケジュールが立てられているか。</li> <li>・全体スケジュール及び進行管理について記載されているか。</li> </ul>	5
8 事業実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業を効果的に推進するだけの十分な事業実績があるか。</li> </ul> <p>[過去に国又は地方公共団体、観光団体から受注した同様又は類似の事業実績がある場合は、その内容について記載すること。(国内外問わず)]</p>	5
9 価格の 合理性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経費が合理的に積算され、かつ適切な内容であるか。</li> </ul>	5
合 計		100

## 8. その他

- ① 企画提案書作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。
- ② 提出期限後において、提出書類は理由の如何を問わず返却しない。
- ③ 企画提案書は、提出後の変更、差し替え及び再提出は原則として認めない。
- ④ 本提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- ⑤ 企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみなす。
- ⑥ プロポーザル参加により、県観連から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- ⑦ 提案内容に含まれている特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対

象となっているものを使用した結果として生じた責任は、プロポーザル参加者が負うものとする。

- ⑧ 委託契約期間はもとより委託契約期間終了後も、当業務で知り得た機密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。

## 9. 著作権

- ① 参加者の企画提案書の著作権は、参加者に帰属し、受託候補者の企画提案書の著作権は委託契約締結時点で県観連に帰属するものとする。(その他仕様書に記載のとおり)
- ② 委託業務における著作権は、県観連に帰属するものとする。委託契約期間終了後、県観連が製作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記すること。

## 10. 契約について

- (1) 上記7(1)の審査委員会において選定された受託候補者と契約締結の協議を行う。
- (2) 契約締結の協議においては、企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県観連と受託候補者が協議のうえ決定する。また、具体的な業務内容や進め方については、逐次、県観連と協議して決定するものとする。